

明治大学校友会 東京都東部支部

2023 年度 総会・懇親会



明治大学校友会 東京都東部支部
<https://www.meiji-tokyo-tobu.net/>

日時：2023年6月10日（土） 17時30分から

会場：東武ホテルレバント東京

総会「芙蓉の間」

懇親会「龍田の間」

式 次 第

第1部 総会 「芙蓉の間」	司会：幹事長 西村 克己
黙祷	
開会の辞	副支部長（足立区地域支部長） 関谷 芳久
国歌斉唱	
ご来賓及び当支部理事者のご紹介	
支部長挨拶	支部長 松村正一
ご来賓挨拶	学校法人明治大学 理事長 柳谷 孝 様 明治大学校友会 副会長 廣川 雄一 様
全国校友会愛知大会のPR	愛知県支部副支部長 吉岡 俊徳 様 愛知県支部幹事長 櫻山 貴文 様
議長選出及び挨拶	
議事録署名人選出	
議事	
第1号議案 「2022年度事業報告」	幹事長 西村 克己
第2号議案 「2022年度決算報告」	会計 植草 繁
	監査報告 監査委員 金子 俊也
第3号議案 「2023年度事業計画案」	幹事長 西村 克己
第4号議案 「2023年度収支予算案」	会計 植草 繁
第5号議案 「明治大学校友会東京都東部支部会則」の全部改正について	幹事 東城 輝夫
第6号議案 「役員の改選について」	副支部長（墨田区地域支部長） 奥村 勝
閉会の辞	副支部長（台東区地域支部長） 上野 雅宏
-----移動-----	動-----
第2部 懇親会 「龍田の間」	司会：会計 植草 繁
開宴の辞	副支部長（江戸川区地域支部長） 小林 司
アトラクション1 落語	桂 竹千代 様
-----懇談-----	談-----
乾杯	東京都多摩支部長 當麻 功 様
-----会食（ビュッフェ）-----	
アトラクション2	明治大学体育会応援団 様
校歌斉唱	副支部長（江東区地域支部長） 渡辺 裕之
中締め	校友会長 北野 大 様
閉宴の辞	副支部長（葛飾区地域支部長代行） 斎藤 充弘

明治大学校友会 東京都東部支部 2022年度 事業報告

2022.4.1～2023.3.31

2022年	事業名称	会場
4月	役員会(中止)	
5月中旬	会報第17号会報発送	
5月11日(水)	青年部:ウイスキーを楽しむ会	Bar Boushu 蔵前
6月3日(金)	東部支部2022年度定時総会	東武ホテルレバント東京
7月	暑気払い(中止)	
8月		
9月2日(金)	役員会	すみだ産業会館
9月13日(火)	第20回懇親ゴルフコンペ	立野クラシックゴルフ倶楽部(千葉県)
10月25日(土)	青年部:ウイスキーを楽しむ会	Bar Boushu 蔵前
11月	役員会(中止)	
11月30日(水)	第14回 ワインを楽しむ会	上野 東天紅
2023年		
1月29日(土)	第14回 明治大学発祥の地記念碑祭(東京五支部共催)	紫紺館
1月	新年会(中止)	
2月	役員会(中止)	
3月1日(水)	役員会	すみだ産業会館

2022年度支部収支決算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

明治大学校友会東京都東部支部

(単位:円)

収入の部	金額	支出の部	金額
I・本部よりの助成金収入	1,469,264	I・活動費	140,162
①支部総会開催通知費	952,004	①学生表彰費	0
②支部総会会場費	150,260	②学生団体助成金	0
③支部運営助成費	367,000	③地域支部交流費	60,000
④支部公開講演会会場費	0	④支部公開講演会費	0
⑤支部公開講演会チラシ	0	⑤マンドリン演奏会費	0
II・支部会費収入	0	⑥その他活動費	80,162
①地域支部分担金収入	0	II・広報費	119,914
②年会費	0	①支部会報発行費	116,064
③総会会費収入	0	②広報関係費	3,850
④その他	0	III・組織費	0
III・活動収入	0	①地域支部助成金	0
①マンドリン演奏会チケット	0	IV・運営費	1,133,388
②マンドリン演奏会広告	0	1・会議費	1,121,064
③その他活動収入	0	①支部総会費	1,102,264
IV・寄付金収入	0	支部総会開催通知費	952,004
V・果実収入	53	支部総会会場費	150,260
VI・雑収入	10,750	懇親会費	0
VII・基金取崩	0	②役員会費	18,800
VIII・仮受金	0	③監査委員会費	0
		④委員会費	0
		⑤業務費	0
		2・旅費交通費	0
		3・事務費	12,324
		4・慶弔費	0
		V・積立金	0
		VI・予備費	0
		VII・雑支出	0
収入合計	1,480,067	支出合計	1,393,464
前年度繰越収支差額	1,136,834	当年度収支差額	86,603
		次年度繰越収支差額	1,223,437
合計	2,616,901	合計	2,616,901

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:円)

明治大学校友会東京都東部支部

資産の部				負債・収支差額の部			
科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
1・現預金	1,223,437	1,136,834	86,603	1・未払金	0	0	0
現金	0	0	0	2・前受金	0	0	0
普通預金	1,223,437	1,136,834	86,603	3・仮受金	0	0	0
定期預金	0	0	0	4・基金	0	0	0
郵便振替	0	0	0				
2・貸付金	0	0	0				
3・立替金	0	0	0				
4・未収入金	0	0	0				
5・仮払金	0	0	0				
6・備品	0	0	0				
				次年度繰越収支差額	1,223,437	1,136,834	86,603
合計	1,223,437	1,136,834	86,603	合計	1,223,437	1,136,834	86,603

残高証明書



〒134-0084

東京都江戸川区東葛西6丁目24-19

令和 5年 4月 6日

(印字 1/ 1)

(009-1714310)

明治大学校友会 東京都東部支部
支部長 松村 正一 様

中ノ郷信用組合立花支店

令和 5年 3月 31日現在における貴殿(社)ご名義の
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。

全科目明細指定 (代理貸付、出資金含む)

預金合計金額	¥1,223,437*
融資合計金額	¥0*
出資合計金額	¥0*

科目	金額	備考
普通預金	1,223,437	#2215854
小計	1,223,437	
	以下余白	

- 金額の訂正は無効とします。
- 金額には、決済未確認の証券類を含んでいることがあります。この場合は、その金額を備考欄に出力します。

明治大学校友会東京都東部支部
支部長 松村 正一 殿

令和5年 4月 15日

明治大学校友会東京都東部支部

支部監査委員

金子 俊也 

監査報告書

- ① 2022年度明治大学校友会東京都東部支部の会計について監査の結果、帳票類、収支報告書、貸借対照表の記帳及び内容は適正と認めます。
- ② 2022年度明治大学校友会東京都東部支部の会務の執行を適正と認めます。

上記、監査の結果をご報告申し上げます。

以上

明治大学校友会東京都東部支部
支部長 松村 正一 殿

令和5年 4月 12日

明治大学校友会東京都東部支部

支部監査委員

田中 稔 

監査報告書

- ① 2022年度明治大学校友会東京都東部支部の会計について監査の結果、帳票類、収支報告書、貸借対照表の記帳及び内容は適正と認めます。
- ② 2022年度明治大学校友会東京都東部支部の会務の執行を適正と認めます。

上記、監査の結果をご報告申し上げます。

以上

明治大学校友会 東京都東部支部
2023年度 事業計画(案)

2023.4.1～2024.3.31

	事業名	会場等
4月11日(火)	第1回役員会 - 総会準備他	すみだ産業会館
4月20日(木)	青年部：ピザを楽しむ会	PIZZA LINDA
5月中旬	東部支部会報第18号発行	
6月10日(土)	2023年度定期総会	東武ホテルレバント東京
7月	暑気払い	未定
7月29日(土) 7月30日(日)	支部長・幹事長・地域支部長・本部員会議・懇親会 明治大学校友会代議員総会への出席	アカデミーコモン リバティールホール
9月中旬	第2回役員会(秋季以降各種事業について)	すみだ産業会館
10月	第20回懇親ゴルフコンペ	未定
10月22日(日)	明治大学第26回ホームカミングデーへの参加・協力	明治大学
11月中旬	第3回役員会	すみだ産業会館
11月18日(土) 19日(日)	第59回明治大学全国校友愛知県大会への参加 ※18日は前夜祭	名古屋市
11月28日(火)	第15回ワインを楽しむ会	東天紅
2024年		
1月	新年会	未定
1月17日前後	第15回明治大学発祥の地記念碑祭 ※東京五支部共催	未定
2月	第4回役員会(総会準備、会報編集等)	すみだ産業会館
3月	第5回役員会(総会準備、会報編集等)	すみだ産業会館
2023年度	青年部・・・四半期に1回程度を目途に 暑気払い、ウィスキーを楽しむ会、忘年会 お花見等の企画	

以上の外、東部支部内6地域支部(足立、江戸川、葛飾、江東、墨田、台東)、東京都内4支部(西部、南部、北部、多摩)及び校友会本部による各種会議・事業への出席、協力を行う。

2023年度支部収支予算案

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

明治大学校友会東京都東部支部

(単位:円)

収入の部	金額	支出の部	金額
I・本部よりの助成金収入	1,516,000	I・活動費	90,000
①支部総会開催通知費	1,000,000	①学生表彰費	
②支部総会会場費	150,000	②学生団体助成金	
③支部運営助成費	366,000	③地域支部交流費	60,000
④支部公開講演会会場費		④支部公開講演会費	
⑤支部公開講演会チラシ		⑤マンドリン演奏会費	
II・支部会費収入	1,000,000	⑥その他活動費	30,000
①地域支部分担金収入		II・広報費	114,000
②年会費		①支部会報発行費	110,000
③総会会費収入	1,000,000	②広報関係費	4,000
④その他		III・組織費	
III・活動収入		①地域支部助成金	
①マンドリン演奏会チケット		IV・運営費	2,380,000
②マンドリン演奏会広告		1・会議費	2,360,000
③その他活動収入		①支部総会費	2,350,000
IV・寄付金収入		支部総会開催通知費	1,000,000
V・果実収入	40	支部総会会場費	150,000
VI・雑収入		懇親会費	1,200,000
VII・基金取崩		②役員会費	10,000
VIII・仮受金		③監査委員会費	
		④委員会費	
		⑤業務費	
		2・旅費交通費	
		3・事務費	20,000
		4・慶弔費	
		V・積立金	
		VI・予備費	
		VII・雑支出	10,000
		VIII・前期未払金支出	
		IX・仮払金支出	
収入合計	2,516,040	支出合計	2,594,000
前年度繰越収支差額	1,223,437	当年度収支差額	-77,960
		次年度繰越収支差額	1,145,477
合計	3,739,477	合計	3,739,477

第5号議案

支部長選任の件

支部長 松村 正一 (昭40・院商) 再任

第6号議案

監査委員選任の件

監査委員 設楽 浩吉 (昭56・法) 新任

監査委員 金子 俊也 (昭60・経営) 再任

明治大学校友会東京都東部支部会則

(全部改正案)

第1章 総則

(名称、所管地域)

第1条 本会は、明治大学校友会東京都東部支部と称する。本会の所管地域は、東京都足立区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区とする。

(地位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則（以下「本部会則」という。）第3条の規定に基づく「支部」である。

(目的)

第3条 本会は、本部会則第4条の規定に基づき明治大学校友会本部（以下「本部」という。）が実施する事業に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定する所に置く。
2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録を備える。

(事業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 下部組織たる地域支部への支援
- (5) 下部組織たる明治大学校友会東京都東部支部青年部への支援
- (6) 会員名簿の整備及び管理
- (7) 会報等の発行
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成員)

第6条 本会は、本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者（以下「校友」という。）のうち、同第6条1項の規定に基づき東京都東部支部（以下「東部支部」という。）に居住する者及び同項ただし書きの規定に基づき本会への所属に変更した者（この会則において「会員」という。）によって組織する。

2 前項に規定する会員以外の校友で、東部支部内に勤務先又は事業所等がある者を、役員会の了承を得て本会の特別会員とすることができる。

3 本部会則第7条に定めるところにより、東部支部出身の在學生（外国人留學生を含む大学生、大学院生）を、役員会の了承を得て本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 各地域支部長を充てる。
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計幹事 2名
- (7) 監査委員 2名

(選任)

第8条 支部長及び監査委員は会員総会（以下「総会」という。）で選任する。

2 幹事長及び本部会則第18条第2項第5号に規定する代議員は、支部長が指名し総会に報告するものとする。

3 副幹事長、幹事、会計幹事は、支部長が指名し総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、就任後4回目に開催する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、支部長及び監査委員の再任は、同一職につき1回限りとする。

2 幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事の任期は支部長の任期に準ずることとし、再任を妨げない。ただし、支部長が欠け、後任の支部長が選任された場合、幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事は、後任の支部長が指名した幹事長、副幹事長、幹事及び会計幹事が就任したとき退任する。

3 前項の規定は、前条第2項に規定する代議員に準用する。

4 補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。この残任期

間は、第1項及び第2項に定める任期には含まない。

(名誉支部長・顧問・相談役)

第10条 本部会則第34条第6項、第7項に定めるところにより、本会に名誉支部長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉支部長、顧問及び相談役は、本会に特別の功労があった者の中から、支部長が総会の同意を得て委嘱する。

3 前項により委嘱された者の任期は支部長の在任期間とする。

(支部長の職務)

第11条 支部長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 支部長は、本会に所属する地域支部を統括する。

3 支部長は、本会が所管する地域に所在する登録校友会及びその他校友によって組織された団体の把握、育成に努め、積極的な交流を図るものとする。

(副支部長の職務)

第12条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した順位に従い支部長の職務を代行する。

(幹事長の職務)

第13条 幹事長は、支部長の指示に従い本会の運営に当たる。

(副幹事長、及び幹事及び会計幹事の職務)

第14条 副幹事長、幹事及び会計幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

(監査委員の職務等)

第15条 本部会則第37条第2項及至第4項、第7項及び第8項の規定を監査委員に適用する。

第4章 会議

(総会)

第16条 本会は毎年1回6月末日までに定時総会を開催する。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを開催することができる。

2 支部長は、総会開催日より2週間前に、付議事項を記載した文書を本会のホームページに掲載して公開する。

- 3 総会は、支部長が招集し、議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者（特別会員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事録は、議長及び出席者のうちから議長が指名した2名以上の者が署名のうえ本会の事務所に保存し、会員の閲覧に供する。

（役員会）

- 第17条 役員会は、総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する。
- 2 役員会は、監査委員を除く役員により構成する。
 - 3 役員会は、支部長が招集し議長となる。
 - 4 役員会は、構成員の過半数の出席によって成立する。
 - 5 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 監査委員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（委員会）

- 第18条 本会は、必要に応じ、役員会の議を経て委員会を設けることができる。
- 2 委員長及び委員は、支部長が指名する。
 - 3 委員会は、委員長が開催日の1週間前に招集し、議長となる。
 - 4 委員会は、支部長よりの諮問を審議し、その結果を支部長に答申する。
 - 5 常設以外の委員会は、諮問に関わる事項が完結した時点で終了する。
 - 6 前条第4項の規定を、委員会に準用する。

第5章 事業年度・会計等

（事業年度）

- 第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（経費）

- 第20条 本会の運営経費は、本部からの助成金、諸会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の運営経費に充てるため、各地域支部から負担金を求めることができる。

（会計処理）

- 第21条 本会の会計は、「校友会支部経理規定」に基づいて処理しなければならない。

らない。

（事業計画・報告及び予算決算）

第22条 支部長は、翌年度の事業計画書及び予算書並びに当年度の事業報告書及び決算書を毎年4月末日までに作成し、監査委員の監査を受け、支部役員会の議を経て確定し、直後に開催する支部総会において、これらの承認を得なければならない。

2 支部長は、前項の書類に支部役員会の議事録及び監査委員の監査報告書を添えて、毎年5月末日までに本部長に報告しなければならない。

第6章 その他

（賞罰）

第23条 支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、次の会員を、総会出席者の3分の2以上の同意により、懲戒し又は会員資格を停止することができる。

- (1) 本部会則第49条第2項の規定の適用により会員資格の停止を受けた者
- (2) 本会の会則に著しく違反した者
- (3) 本会の名誉を著しく汚す行為があった者
- (4) 会員たる面目を著しく失墜する行為があった者

（変更の届出）

第24条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先等に変更があった場合、遅滞なく所属する支部長、地域支部長又は本部に届け出る。

（会則の改正）

第25条 この会則の改正は総会出席者3分の2以上の同意により決する。この会則の改正があった場合、支部長は本部長に報告する。

（本部会則の優先）

第26条 この会則に定める規定が本部会則に定める規定に抵触する場合は、本部会則が、この会則に優先する。

（規定の解釈）

第27条 この会則に定めのない事項については、役員会の議を経て決定のうえ、直近の総会で報告する。

2023.5.17.

附則

1 この会則は、2023年6月10日から施行する。従前の明治大学校友会東京都東部支部会則はこの会則の施行と同時に失効する。

役員一覧

役職	氏名	卒学年		地域支部	
支部長	松村 正一	昭 40	院商	台東区	
副支部長	関谷 芳久	昭 48	政経	足立区	
	小林 司	昭 57	商	江戸川区	
	斎藤 充弘	昭 57	法	葛飾区	現・支部長代行
	渡辺 裕之	昭 59	経営	江東区	
	奥村 勝	昭 55	政経	墨田区	
	上野 雅宏	昭 55	商	台東区	
幹事長	高橋 壽三	昭 44	法	葛飾区	
副幹事長	高田 一太郎	昭 63	政経	墨田区	
	森田 雅洋	平 19	院グロ	江東区	
会計長	三浦 隆将	昭 52	商	墨田区	
副会計長	手塚 誠	平 24	院商	台東区	
幹事	※ 植草 繁	昭 51	政経	足立区	
	高橋 秀行	昭 48	文	”	
	佐々木 義浩	平 15	経	江戸川区	
	※ 東海林 信宏	昭 60	商	”	
	星名 登	昭 44	経営	”	
	※ 栗又 秀和	平 10	理工	葛飾区	
	飯塚 太	昭 41	政経	”	
	※ 厨川 とし江	昭 54	文	江東区	
	岩撫 明	昭 50	政経	墨田区	
	※ 笹本 和義	昭 48	農	”	
	萩村 隆幸	昭 61	政経	”	
	常見 英彦	昭 62	商	台東区	
	向井 聡	平 14	政経	”	
	西村 泰一	昭 45	政経	”	
	※ 潮田 幸一	昭 61	商	”	
監査委員	設楽 浩吉	昭 56	法	葛飾区	
	金子 俊也	昭 60	経営	墨田区	
顧問	河原 啓介	昭 32	商	台東区	
	白子 英城	昭 40	商	江戸川区	
	上原 乙浩	昭 38	政経	墨田区	
相談役	丸山 哲朗	昭 39	商	”	

注1 各地域支部長が東部支部副支部長に就任。

注2 ※ は各地域支部の幹事長。